

# 福岡市子どもの夢応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市子どもの夢応援事業（以下「事業」という。）を行うために必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に向け、子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 市長は、第2条の目的を達成するため、事業の企画を広く公募し、福岡市補助金交付規則に定めるもののほか、本要綱に基づき補助金を交付することができる。

(補助対象事業)

第4条 第3条の補助金を交付することができる事業は、地域の子どもの対象とし、子どもたちが企画、立案するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待される事業とする。

2 子どもの対象年齢としては、「新・福岡市子ども総合計画」に定める、おおむね18歳未満の子どもとする。

(補助対象外事業)

第5条 補助金交付の対象とならない事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 例年実施されており、恒例となっている活動
- (5) 本市及び他機関の補助制度の適用を受けている活動（育みネット支援事業による支援は除く。）
- (6) 単に既存の事業や行事（イベント）等に参加する活動
- (7) その他補助することがふさわしくないと市長が認めるもの

(補助対象団体及び補助回数)

第6条 第3条の補助金を交付することができる団体は、地域で子どもを健全に育むことを目的とした団体又は地域の子どもの団体（団体の代表は成年者とする。）で、次の各号に掲げる団体とする。

また、補助は次の各号毎に1年度1団体までとし、同一団体に対して年1回の補助とする。

(1) 小学校校区（公民館区）

自治協議会（自治連合会）、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、小学校PTA、おやじの会（小学校）、その他小学校校区（公民館区）単位で活動している団体。

(2) 中学校校区

中学校区青少年育成連絡協議会、中学校PTA、おやじの会（中学校）、その他中学校校区単位で活動している団体。

(3) その他

基本的な活動の範囲が小学校校区（公民館区）または中学校校区の範囲内である団体（上記(1)(2)に該当する団体を除く。）で、事業の実施にあたって、団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる場合。

(暴力団の排除)

第7条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、第6条第3号に該当する申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の内容)

第8条 第3条における補助金の額は、当該事業費のうち補助対象経費の2/3以内とし、6万円を限度とする。

2 補助期間は、単年度とする。

(補助対象外経費)

第9条 補助対象外経費は次の各号のとおりとし、その詳細は別紙のとおりとする。

- (1) 人件費
- (2) 団体の直接的な運営費
- (3) 活動内容の委託費
- (4) 施設整備、備品購入費
- (5) 舞台芸術及び音楽鑑賞等の経費
- (6) 食糧費
- (7) その他

(委員会の設置)

第10条 事業の採択に関する審議を行い、市長へ意見を述べる機関として「福岡市子どもの夢応援・思いやりの心推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(補助金の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した「福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書」（様式第1号）により市長に申請する。

- (1) 事業計画書（別紙①）
- (2) 事業収支計画書（別紙②）
- (3) 実施団体の規約
- (4) 役員名簿（第6条第3号に該当する申請団体においては別紙⑤を併せて提出すること）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、補助金の申請があった場合は、委員会において、その内容を審議し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、「福岡市子どもの夢

応援事業補助金交付決定通知書」(様式第2号)をもって通知する。

2 市長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第13条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業の内容を変更する場合は、「福岡市子どもの夢応援事業変更届」(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第14条 補助団体は、補助金の交付の決定の通知を受けた後において、事業を中止又は廃止する場合は、「福岡市子どもの夢応援事業中止届」(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「福岡市子どもの夢応援事業実績報告書」(様式第5号)により市長に報告する。

- (1) 事業成果報告書(別紙③)
- (2) 事業収支計算書(別紙④)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、事業の完了の報告を受けた場合、「福岡市子どもの夢応援事業実績調査確認書」(様式第6号)をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書」(様式第7号)をもって通知する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成29年3月31日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 〈一部改正〉 平成16年6月21日
- 〈一部改正〉 平成19年4月1日
- 〈一部改正〉 平成20年4月1日
- 〈一部改正〉 平成21年4月1日
- 〈一部改正〉 平成23年4月1日
- 〈一部改正〉 平成24年4月1日
- 〈一部改正〉 平成25年4月1日
- 〈一部改正〉 平成26年4月1日

(別紙)

## 福岡市子どもの夢応援事業補助対象外経費基準

### 1 人件費

- (1) 団体内部の賃金等は対象外とする。
- (2) 講師謝礼は人件費に含まないが、福岡市子どもの夢応援・思いやりの心推進委員会（以下「委員会」という。）において審査する。

### 2 団体の直接的な運営費

- (1) 事務室の賃借料，コピー機のリース料，電話加入権等は対象外とする。

### 3 活動内容の委託費

- (1) 事業の事務，企画，運営，調査など活動の中心となる部分の委託費は対象外とする。

### 4 施設整備，備品購入費

- (1) 施設整備費や，備品購入費（費用の範囲は，市が定める「予算費目の解釈及び運用について」に準じる。）は対象外とする。

### 5 舞台芸術及び音楽鑑賞等の経費

- (1) 観衆，聴衆として参加する場合の入場料等は対象外とする。

### 6 食糧費

打ち上げ，懇親会費等は対象外とする。

ただし，次の飲食費は，必要最低限の範囲で認める。

- ・ 昼食代，弁当代 1人 500円以内，講師等1人 1,000円以内
- ・ 会議茶菓代 1人 200円以内

なお，経費総額の2割を上限とする。

### 7 その他

- (1) 食材料費は食糧費に含まないが，委員会において審査する。
- (2) 事業を進めるうえで必要不可欠と認められる参加者記念品代は，委員会において審査する。
- (3) 上記の他，個々の事例を考慮した上で，必要に応じ委員会において審査する。